

議案第63号

静岡市東海道広重美術館条例の一部改正について

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例

静岡市東海道広重美術館条例（平成20年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「120円」を「130円」に、「240円」を「250円」に改める。

別表第2中「2,050円」を「2,090円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市東海道広重美術館条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市東海道広重美術館の利用料金の設定、利用に係る利用料金の収受、その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。